

【熊本県熊本市】

背景・課題

- ・本格的な人口減・高齢社会を迎え、公共交通を軸とし、生活利便性が高いエリアに機能が維持・確保された都市構造への再編が急務。
- ・幹線・支線の役割分担に基づく公共交通の再編、利便性向上の取組を推進。



高齢介護施設の事業者公募に際して、立地評価の仕組みを導入

- ・平成28年度から、市は、「熊本市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画（はつらつプラン）」に位置付けられた高齢介護施設について、整備事業者の選定に当たり、都市の拠点性（都市機能誘導区域内への立地）を評価基準に追加。
- ・住民の利便性向上というメリットのほか、労働力確保という観点から事業性向上にも寄与。

「熊本市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画（はつらつプラン）」に位置付けられた高齢介護施設

○介護予防拠点

※要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、予防給付や地域支援事業を行う拠点となる施設。

○地域密着型サービス事業所

※生活環境を維持し、住み慣れた地域での生活を支援する地域包括ケアの拠点となる施設。

○介護保険3施設

※特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

○居住系の居宅サービス事業所（広域型の特定施設）

※介護専用型の特定施設、混合型の特定施設

○その他の施設

※養護老人ホーム、軽費老人ホーム

■配点表（高齢介護施設）

- 例えば、地域密着型特別養護老人ホームの審査表では、立地適正化計画における都市機能誘導区域内であれば+2点、市街化区域内であれば+1点が配点される。
- なお、対象施設（高齢介護施設）は、日常生活圏域（市内27箇所）ごとに配置が計画されており、当該圏域内における、既存施設の有無についても考慮している。

(例) 地域密着型特別養護老人ホーム【審査表】

審査項目	審査項目	評価項目	採点基準	採点
II 配置計画及び建設用地に関する事項				
1	適正配置について			
	都市の拠点性について	都市の拠点性	市街化区域のうち、熊本市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内である。(平成28年度追加)	2
			市街化区域内である。(平成27年度追加)	1
			市街化区域内でない。(平成27年度追加)	0
	利用待機者の状況、既設施設の配置状況等について	配置状況	適正な施設配置であるか	
			配置予定の日常生活圏域に特養（広域型特養・地域密着型特養いずれも）がない。	5
			配置予定の日常生活圏域に地域密着型特養はない。	3
			同じ日常生活圏域に、地域密着型特養がある。	0